

文化財の保護に取り組む

本市は、文化財保護法や文化財保護条例に基づいて、文化財の保護に取り組んでいます。そのしくみについて、鳥取市文化財審議会の審議員である高田健一^{たがたけんいち}鳥取大学准教授にご寄稿いただきました。



鳥取城跡(史跡)と仁風閣(重要文化財)

問い合わせ先 市役所第2庁舎文化財課 ☎ (0857) 20-3367

身近にある文化財

文化財と聞くと、高尚で難しいものという印象があるのではないでしょうか。あるいは、古くさくて日常生活に無関係なものと考えている方もあるでしょう。しかし、人が歴史的に関わってきた文化や自然のうち、現代まで残されてきたものと言い換えれば、いかがでしょうか。私たちが暮らしてきた地域の歴史、風土を語る時、その拠り所になるものが文化財だととらえれば、たくさんの文化財が身近にあることに気づきます。

文化財の保護

そのような文化財のうち、「人類にとって重要」という普遍的な価値観で保護されるものが世界遺産であり、「日本国民にとって重要」という価値観に支えられるものが文化財保護法で定義される文化財だと言えます。さらに、鳥取県民にとっては鳥取県文化財保護条例が、鳥取市民にとっては鳥取市文化財保護条例があります。文化財保護制度にはさまざまな位相があり、そのことで多様な価値を保存しようとしているのです。

文化財保護の歴史は長く、日本では明治維新直後から制度化されました。制度の基本的な運用方針として、ある価値基準で文化財を選別

する方法を「指定主義」、価値がありそうなものすべてを認める方法を「台帳主義」と呼びます。文化財保護制度は、この2つの考え方の間を揺れ動きながら改善されてきました。

価値基準で選別する指定主義

指定主義では、国家や地方自治体が経費や人材を投入して文化財を手厚く保護する一方、その価値を長く保つため、今ある姿や材質など現状を変えることに規制を設けています。これは、精選された優品を

確実に後世に伝えるために必要な方法と言えるでしょう。しかし、何を「価値ある」と認め、何を「価値ある」と認めるかが問題になります。戦前には国家にとって価値あるものが優先され、政治的に利用されたことがありました。制度の運用には、時の政治に左右されない客観性や冷静な学術的判断が重要と言えるでしょう。



とっとり城下町交流館「高砂屋」(登録有形文化財)

多様な価値を認める台帳主義

一方、台帳主義に立てば、文化財を特定の価値観で順位付けせず、多

様な価値を多様なまま認めることになりません。規制は弱い反面、公的な財政援助が少ないため、価値の維持が難しい側面もあります。文化財の保護を効果的に進めるためには、所有者らを支援するしくみや善意の人々の協力が必要でしょう。

より広い観点で

現在の文化財保護制度は、指定主義だけに偏るのではなく、台帳主義も取り入れながら、より広い観点から価値あるものを残していく方向をめざしています。1996年から始まった登録文化財制度はその一例です。身近にある文化財をより多く残すことで、私たちがこの地域で歩んできた歴史や文化をより豊かに示すことができるでしょう。そのことが地域の個性や魅力を高めていくことにつながるのではないのでしょうか。

ご紹介いただいたように、文化財の保護には、さまざまな方法が考えられます。国や県、市の「指定」だけでは、市域にある無数の文化財すべてをカバーすることはできません。所有者や市民の自発的な取り組みがあつてはじめて、文化財を守り、活用することができるのです。本市では、これからも市民とともに文化財の保護に取り組んでいきます。

祝日のごみ収集（10月・11月 鳥取地域）

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎ (0857) 20-3217

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレー・資源ごみ ・小型破碎ごみ
10月12日（月・祝） 体育の日	収集します	収集します	14日（水）に振り替えて収集します	収集します	お休みします
11月3日（火・祝） 文化の日	収集します	収集します	4日（水）に振り替えて収集します	お休みします	お休みします
11月23日（月・祝） 勤労感謝の日	収集します	収集します	25日（水）に振り替えて収集します	お休みします	お休みします

※ごみは必ず朝8時までに出してください。

※防鳥ネットを希望の際は、数に限りがあるため、お早めにお申し込みください。

※新地域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課（16ページ参照）までお問い合わせください。

乾電池・蛍光灯の収集【10月の第1週】

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、10月1日（木）～7日（水）の小型破碎ごみの収集日にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。

鳥取市暮らしの便利帳を発行

問い合わせ先 市役所本庁舎広報室
☎ (0857) 20-3159

本市では、市民生活に必要な情報を掲載する冊子「鳥取市暮らしの便利帳」を制作し、平成22年2月に市民のみなさんにお届けする予定です。



8月28日、本市と（株）サイネックスが、制作に関する協定を締結しました

発行にあたり、市の財政負担を伴わないよう、官民協働で行います。便利帳には、戸籍・住民登録などの各種手続き、健康・医療・福祉の制度など、市民生活に必要な情報とともに、観光情報や企業の広告なども掲載します。各種情報は本市が提供し、（株）サイネックスが、広告収入をもとに編集・印刷・配布を行います。

《広告募集》

広告の募集にあたっては、（株）サイネックスが市内の事業所や店舗を訪問しますので、ご協力をお願いします。また、広告掲載を直接お申し込みいただくこともできます。下記へお問い合わせください。

広告に関する問い合わせ先 （株）サイネックス鳥取営業所 ☎ (0857) 53-7267 ☎ (0857) 53-7269

太陽光発電システム補助を増額

問い合わせ先 市役所本庁舎環境政策課
☎ (0857) 20-3176

太陽光発電システムの補助額が1kwあたり2万円から7万円に増額になりました。

対象 本市内の住宅など（集会所、事務所、店舗、併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する市民

補助額 太陽電池の最大出力に7万円を乗じた額（千円未満切り捨て、上限28万円）

《その他の自然エネルギーにも補助制度があります》

（いずれも購入費などの1/10、千円未満切り捨て）

- ▷薪ストーブ：限度額6万円
- ▷ペレットストーブ：限度額4万円
- ▷太陽熱温水器：限度額2万円
- ▷その他の設備：限度額5万円

※申し込みは先着順に受け付けています。

※申請書類は、本市ホームページからダウンロードできます。

鳥取市民歌のCD・カセットテープを

希望者に無料で差し上げます。

問い合わせ先 鳥取市市民運動推進協議会（市役所本庁舎協働推進課内） ☎ (0857) 20-3182

市民政策コメントの募集

鳥取市弓道場建設予定地（案）について

弓道関係者などで構成する鳥取市弓道場建設委員会の検討結果に基づき、布勢地内の民有地を弓道場建設予定地とすることについて、ご意見を募集します。

資料公開 10月1日（木）から本庁舎、駅南庁舎、各支所などで

提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

提出期限 10月30日（金）（必着）

提出・問い合わせ先 市役所第2庁舎体育課

☎ (0857) 20-3373 ☎ (0857) 20-3050

✉ kyo-taiiku@city.tottori.lg.jp

鳥取市協働のまちづくり基本方針（仮称・たたき台案）について

「協働のまちづくり」をさらに推進するため、まちづくりの基本的な考え方や、協働に関わる各主体の取り組みについて、たたき台案をまとめたので、ご意見を募集します。

資料公開 10月1日（木）から本庁舎、駅南庁舎、各支所などで

提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

提出期限 10月30日（金）（必着）

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎協働推進課

☎ (0857) 20-3181 ☎ (0857) 21-1594

✉ kyodosuishin@city.tottori.lg.jp